

平成19年12月5日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 野村 剛
平成18年(行コ)第328号中央労働委員会労働者委員任命取消等請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所平成17年(行ウ)第50号)

口頭弁論終結の日 平成19年9月5日

判 決

東京都文京区湯島二丁目4番4号 全労連会館

控 訴 人 全 国 労 働 組 合 総 連 合
(以下「控訴人全労連」という。)

代 表 者 議 長 坂 内 三 夫

東京都港区西新橋一丁目17番14号リバティ14 3階

控 訴 人 日 本 国 家 公 務 員 労 働 組 合 連 合 会
(以下「控訴人国公労連」という。)

代表者中央執行委員長 福 田 昭 生

東京都文京区本郷二丁目10番9号

控 訴 人 日 本 出 版 労 働 組 合 連 合 会
(以下「控訴人出版労連」という。)

代 表 者 津 田 清

埼玉県春日部市藤塚448番11号

控 訴 人 泉 部 芳 徳
(以下「控訴人泉部」という。)

東京都新宿区新宿七丁目10番12号

控 訴 人 今 井 一 雄
(以下「控訴人今井」という。)

上記5名訴訟代理人弁護士 竹 澤 哲 夫

同 上 条 貞 夫

同 志 村 新

同	平坂	井本	哲雅	史弥
同	坂岡	本村	雅親	弥宣
同	岡佐	村間	親大	宣輔
同	佐今	村村	大幸	郎子
同	今飯	田田	幸美	
			次弥	

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人	国 鳩	山 尾	邦 健	夫 郎
代 表 者 法 務 大 臣	西 池	田 藤	和 直	芳 人
指 定 代 理 人	安 後	藤 藤	一 道	也 也
同	宮 春	島 日	英 広	二 道
同	佐 渡	藤 辺		竜 弘
同	宿 青	里 山	明 桂	子 也
同	山 松	口 本	智 篤	人 隆
同	橋 松	本 本	和 雄	祐 薫
同	岡	野	和	

主

文

1 本件控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決主文中、控訴人らの請求を棄却した部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人全労連、控訴人国公労連及び控訴人出版労連に対し、各1000万円及びこれに対する平成17年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人泉部及び控訴人今井に対し、各100万円及びこれに対する平成17年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、内閣総理大臣が、平成16年11月16日、第28期の中央労働委員会を構成する労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命した（この任命を、以下「本件任命」という。）ところ、控訴人らが、控訴人全労連、控訴人国公労連及び控訴人出版労連の候補者として推薦した控訴人泉部及び控訴人今井が労働者委員に任命されず、日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）傘下の労働組合の推薦した候補者が労働者委員に任命された本件任命は違法であるとして、①内閣総理大臣に対して本件任命の取消しを求めるとともに、②被控訴人に対して国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償及び訴状送達の日翌日以降の遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人らの内閣総理大臣に対する①の訴えについては、控訴人らに原告適格を認めることができないとして却下し、被控訴人に対する②の損害賠償の請求を棄却した。控訴人らは、被控訴人に対する②の請求の認容を求めて控訴をした。なお、原判決中、内閣総理大臣に対する①の訴えを却下した部分

については、不服の申立てがなく、確定した。

2 前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁6行目の「乙43」を「43」に改める。

(2) 5頁23行目を「(1) 内閣総理大臣による中央労働委員会の労働者委員の任命行為の性質等」に改める。

(3) 5頁25行目から6頁6行目まで及び同7行目の「イ そして、本件の場合」を削る。

(4) 6頁21行目の「ア」を「ア」に、7頁5行目の「イ」を「イ」に、同12行目の「ウ」を「ウ」に、同17行目の「エ」を「エ」に改める。

(5) 8頁7行目から9行目までを削る。

(6) 8頁10行目の「被告内閣総理大臣の主張」を「被控訴人の主張」に改め、同11行目から19行目の「イ」まで及び同19行目から20行目にかけての「、行訴法9条2項が定める必要的考慮事項を具体的に考慮しても」を削る。

(7) 8頁26行目の「ア」を「ア」に、9頁10行目の「イ」を「イ」に、同14行目の「ウ」を「ウ」に、同20行目の「エ」を「エ」に、10頁7行目の「オ」を「オ」に改める。

(8) 9頁20行目の「以上の」から22行目の「すなわち、」まで及び10頁11、12行目を削る。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求は、理由がないものと判断する。その理由は、次の1のとおり原判決を補正し、2のとおり控訴理由に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」において説示するとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の補正

- (1) 原判決16頁25行目の括弧内の記載を「内閣総理大臣による中央労働委員会の労働者委員の任命行為の性質等」に改める。
- (2) 16頁26行目から17頁21行目までを次のとおり改める。

「(1) 最初に、内閣総理大臣による中央労働委員会の労働者委員の任命行為の性質等について判断する。」
- (3) 23頁10行目から14行目までを削る。
- (4) 23頁16行目の「(1)」の次に「上記1において説示したところによれば、控訴人らに本件任命取消訴訟の原告適格を認めることができないから、本件関連請求に係る取消訴訟は不適法であるところ、」を加える。
- (5) 24頁26行目の「原告」を削る。
- (6) 28頁4行目の「系統別の組合数や組合員数」を「系統別の組合数、組合員数、産業分野及び地域別等」に改める。
- (7) 28頁5行目の「考慮要素である」の次に「(5.4号通牒)」を加える。

2 控訴理由に対する判断

控訴理由にかんがみ、次のとおり補足する。

- (1) 控訴人らは、中央労働委員会の労働者委員の任命において、一つの潮流である連合系の労働組合が推薦する労働者委員候補からのみ任命し、他の潮流に属する労働者委員候補からは一人も任命しないという取扱いは、ILO87号条約の公の機関による差別的取扱いに該当し、同条約に違反すると主張する。

しかしながら、前記引用に係る原判決において説示するとおり、労働者委員の任命については、内閣総理大臣の健全な裁量的判断に委ねられていると解されるのであり、内閣総理大臣が、その裁量権の範囲内で労働者委員を任命した結果、それらを推薦する労働組合が一つの潮流の労働組合である連合傘下のものに限られることになったとしても、それが直ちに差別的な取扱い

に該当するということとはできず、また、本件において、差別的な取扱いに該当することを認めるに足りる証拠はないから、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

(2) 控訴人らは、①「労働組合基礎調査報告」(乙103)の「単位労働組合」の組合員数によれば、連合と控訴人全労連の組織人員数の比率は、約6.19対1であり、中央労働委員会の労働者委員の定数は15名であるから、少なくとも2名は、控訴人全労連の推薦した候補が任命されるべきである、②控訴人全労連は、純中立労働組合懇談会及び日本マスコミ文化情報労組会議(控訴人全労連、純中立労働組合懇談会及び日本マスコミ文化情報労組会議を併せて、以下「控訴人全労連等3団体」という。)とともに活動し、控訴人泉部及び控訴人今井は、控訴人全労連等3団体の統一候補であり、連合と控訴人全労連等3団体の組織人員数での比率は、約5.68対1である、③連合と控訴人全労連等3団体の比率でみると、一般企業等と特定独立行政法人等に分けても、一般企業等の組織人員数は、連合と全労連等3団体の比率は、約6.87対1であり、一般企業担当の労働者委員の定数が9名であるから、少なくとも1名は控訴人全労連等3団体を構成する労働組合の推薦を受けた者が任命されるべきである、と主張する。

しかしながら、前記引用に係る原判決において説示するとおり、①中央労働委員会は労使紛争の解決機関であって、その委員は、利益代表ではなく、多様な意見を直接反映させて政策形成等を行う機関とは異なる性格・構造を有するから、労働組合の系統の分布状況等が考慮されるべき要素となり得るとしても、これを労働者委員の任命に忠実に反映させることが、制度上、不可欠な要素となるわけではないこと、②労働組合の系統の分布状況を労働者委員の任命の場面で反映させるとしても、その系統ごとの労働組合の勢力分布を正確に把握することは必ずしも容易ではないこと、③仮に、その勢力分布をある程度把握できたとしても、その分布構造を定員の制約がある労働者

委員の任命にどのように反映させるかを一義的に決することは困難であり、その判断は、内閣総理大臣の健全な裁量に委ねられるべきものであること等に照らすと、仮に、連合と控訴人全労連等3団体の組織人員数によって中央労働委員会の労働者委員の定員を案分した結果が控訴人ら主張のとおりになるとしても、このことから直ちに控訴人らが主張する員数の労働者委員を控訴人全労連等3団体を構成する労働組合の推薦を受けた者の中から任命しなければならないものということとはできない。また、上記事実関係の下で内閣総理大臣が控訴人全労連又は控訴人全労連等3団体の推薦する候補者を労働者委員に任命しなかったとしても、当不当の問題が生じることはともかくとしても、直ちに内閣総理大臣がその裁量権を逸脱し又は濫用したものということとはできないのであり、また、本件任命が差別的な取扱いに該当することを認めるに足りる証拠はないから、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求は、いずれも理由がないから、棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これをいずれも棄却することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 柳 田 幸 三

裁判官 田 中 治

子 史 石 白 判 官 裁

これは正本である。

平成19年12月5日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 野村

